

坂井市農・地・水's - 愛

～ 集落委員会 共同活動紹介 広報誌 ～

安沢アグリ・エコ・プロジェクトは、故郷の心を一つにするパイプラインを利用したビオトープを完成させ、水の大切さと水生小動物の保全活動を通じた地域づくりを目指します。オープニング会場では、オカリナの優しい音色が水面に奏でられ、観覧者的心にふんわりと温かく響きわたりました。

温故知新、新しい時代の地域づくりを目指す挑戦の共同活動に感謝し心からお礼申し上げます。

みんなの ビオトープ コンサート

安沢アグリ・エコ・プロジェクト



表紙テーマ：温故知新！新しいふるさとづくりに挑戦。（2025/10/11 春江町安沢）

頁	内 容 (令和7年度テーマ：みんなで つなごう)
p 1～p 2	坂井市、自治会連合会と地域循環共生圏連携協定を締結
p 3～p 4	大森区環境保全会（丸岡：高椋東部地区）活動紹介
p 5～p 6	蛸環境保全八足会（坂井：坂井木部地区）活動紹介
p 7～p 8	定広農地水組合（春江：北部地区）活動紹介
p 9～p 10	横越農地保全会（三国：浜四郷地区）活動紹介
p 11～p 22	文字デザイン防草シート・制度改正資料



ハートピア春江 (2025/11/15)

「人・農地・環境が織りなす地域循環共生圏包括連携協定」を締結しました。

締結者 : 坂井市 (池田市長)

坂井市自治会連合会 (山内会長)

坂井市農地水広域協定 (長谷川会長)

趣 旨 :

坂井市及び坂井市自治会連合会、坂井市農地水広域協定が密接な連携と協力をすることにより、相互の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域社会・農地・環境の課題を解決しながら、自律・分散型の持続可能なまちづくりに資する。

人・農地・環境が織りなす地域循環共生圏包括連携協定書

坂井市(以下「甲」という。)と坂井市自治会連合会(以下「乙」という。)と 坂井市農地水広域協定(以下「丙」という。)は、地域循環共生圏の実現に向け、密接な連携と協力をするため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙、丙が密接な連携と協力をすることにより、相互の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域社会・農地・環境の課題を解決しながら、自律・分散型の持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙、丙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の担い手育成に関すること
- (2) 自治会活動及び農地環境保全に関すること
- (3) 環境負荷低減に関すること
- (4) 農業体験及び環境等のイベントに関すること
- (5) 資源循環に関すること
- (6) 地域のレジリエンス強化等に関すること
- (7) 生物多様性保全に関すること
- (8) SDGsに関すること
- (9) 環境教育に関すること
- (10) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙、丙は前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

3 具体的な取り組み内容、実施方法、経費負担等は、甲及び乙、丙が合意の上、別途個別契約を締結できるものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲及び乙、丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙、丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙、丙は、本協定の遂行により知り得た他の当事者(以下「開示者」という。)の秘密情報(開示者が秘密である旨を明示して開示した情報)を、開示者の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用しないものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を所持する。

令和7年11月15日

<甲>

福井県坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市長

池田禪孝

<乙>

福井県坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市自治会連合会 会長

山内松九

<丙>

福井県坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市農地水広域協定 会長

長谷川喜道



大森区環境保全会

代表 北川 秀信

1. 集落委員会の概要

当集落は、丸岡町の高椋東部地区に存し、東には鷹取山があり、高低は丸岡城の天守閣と同じ高さにあり西に水田が棚田状に広がっている地域です。水田は約25haあり、昭和40年代の土地改良で農業設備の老朽化が進んでいます。

設立 平成24年

構成 大森区29戸 うち農業者11戸

役員 代表1人、副代表1人、書記1人、会計2人

対象施設 水田25ha、水路10.5km、農道12km

活動内容 排水路の泥上げ、防草シート貼り、鳥獣害電気柵設置・撤去、農道・水路の草刈、異常気象時見回り、機能診断、役員会・集落委員会の開催など

2. 活動地域や農家の現状



当集落の全戸数のうち3分の1が高齢世帯で他の地域と同様、少子高齢化が進んできており、青年団を中心に夏祭りや社会奉仕活動を実施し地域の連携強化に努めています。

特に、夏まつりでは子供会を中心となり園児参加の宝探しや全員参加のbingoゲームなどを企画しています。

農業従事者も徐々に減ってきており、大規模農家への集約化が進みつつあります。

3. 後継者育成について

設立から14年が経過しましたが、役員のメンバーは不動でノウハウは蓄積されてきていると思います。

メンバーは40から70代と幅広く揃っているものの、代表・副代表が60～70代であるため後継者への交代も近々の課題と認識しているところです。



4. 活動状況

当集落は東に山を背にしていることもあります。山沿いには、鉄のネット柵を約0.7km設置し草刈や補修作業を行い、水田には、水田を囲むように電気柵を田植え後6月に設置して、稲刈り後10月に撤去しています。

排水路の泥上げは3本を毎年1本毎に実施し、3年で一巡するようを行っています。

農道・水路の防草シート張りは、草刈の負担軽減のため行っていますが、耐用年数が1

0年前後程度しかなく、設立当初設置したものの更新が必要になってきています。

また、芝桜やコスモス、水仙の植栽など行って水田景観の環境整備も行っているところですが、**雑草との戦いで苦戦を強いられている**ところです。

[異常気象時見回り]



[鳥獣害電気柵設置]



[排水路泥上げ]



[鉄ネット柵周辺草刈]



[芝桜の植栽]



[防草シート張替]



5. この事業を通じて

当該事業は、**農業施設を農業者だけではなく、非農業者の方も一緒に維持保存していくことが目的**だと思っています。しかし、現在の非農業者の方は設立当初は農業者だった方がたくさんいますが、今後**世代交代が進み若い世代になったときに、農業の経験もない非農業者の方で農業施設を維持していく**のかが不安です。

今後も**集落内のイベントを通じた地域連携の強化がより一層重要**になって来るのではないかと思っているので、**今できることを少しでも成し遂げていきたい**です。

蛸環境保全八足会

代表 矢村 賢司

1 集落委員会の概要

当地区は坂井市北西部、兵庫川下流域右岸に位置し、**集落委員会は農家 18 戸 (内、耕作者 12 戸) と非農家 16 戸** (主に集落西側の団地在住) により構成されています。地域一帯は**海拔 2m 前後の低地**であるため、**圃場の排水に重点を置いた農地の維持活動**を特徴としています。

設立	平成 24 年
構成戸数	農家 12 戸 非農家 16 戸
構成団体	子供会
役員	会長 1 名 副会長 1 名 会計 1 名 実務者 1 名
会議	役員会 3~4 回/年 総会 1 回/年 後継者研修会 1 回/年
対象施設	農用地 3,307a 開水路 4.0km 農道 2.3km
活動内容	農道・水路法面の草刈り、防草シート張り 水路の泥上げ、水路法面の植栽・除草 施設の機能点検、付帯施設の補修 農道の空き缶・ゴミ拾い



2 集落委員会活動で困っているところ

農地の維持管理は基本的には農業者が主体となるため人数が少ないと、平日の作業が困難なこと及び高齢者に負担が偏ること等、人員の確保が難しい。

(例) 法面の防草シート張りの必要性も感じるが、共同活動で取り組むには人員の確保が難しく、法面整備とシート張りを同時施工にすると年数がかかりすぎる等々

3 後継者育成について

- **年に 1 回ですが、後継者 (30~40 代) による研修会**を実施しています。内容は 営農組合の事業内容・農業機械の取扱、刈払機等の取扱、減反政策等農業事情について等々、**その時に応じて身近な内容を取り入れて農業に关心を持ってもらう**ようにしています。
- 植栽法面の除草を子供会にお願いし、その日当は子供会活動に役立てもらっています。子供達や若い保護者が、農地維持の活動に関わることで集落や農業への関心を持つてもらえればと思います。

4 集落委員会の活動状況

植栽法面の除草（集落及び子供会）



水路の草刈り



水路の泥上げ



付帯施設の補修（暗渠口、排水口）



水路法面の補修



5 この事業を通じて

現在、集落内を横切っている排水路の法面にヒメイワダレソウの植栽を行っていますが、昭和50年の基盤整備以前はここに城鎮江（幅5m程）という川が流れっていました。用排水兼用川で集落にとって命ともいえるもので大切に守られてきました。時代を遡ればその1代前の旧川は**蛸・蛸渡を分ける川**でもありました。現在はパイプラインも完備され排水も暗渠化されつつあり**農地を守ることが他人事のように語られる時代**ですが、やはり農業は自然との闘いであり農地を守っていくのは最終的には人間にその思いがあるか否かだと思います。

農業の集約化・農業人口の減少が進む中、農村の保全はこれまでのように農業者のみに頼ることは困難になってきています。この事業を進めることで、そういう**農村環境の保全を自分事として捉える意識が芽生えれば**と思っています。また、**もっと広く防災意識の向上、地域コミュニティの醸成**にもつながっていくのではと思います。

定広農地水組合

代表 中島 正行

1 集落委員会の概要

当地区は春江町の北西端、九頭竜川沿いに位置する戸数**14戸の小さな集落**です。農地の大部分は水田で構成されています。14戸のうち数戸は高齢の一人世帯であり、少人数で協力しながら農地水活動に取り組んでいます。

- ・ 設立：平成24年
- ・ 農地面積：1,831a
- ・ 構成員：14名（農家7名 非農家7名）
- ・ 役員：会長1名、実務者1名
- ・ 主な活動内容 機能診断（施設点検）農道の空き缶・ゴミ拾い、農道・水路法面の草刈り、排水路の泥上げ、防草シート敷設

2 集落委員会活動で困っていること

当地区は戸数が少なく高齢化も進んでいるため、空き缶拾いなどの軽作業にはほぼ全員が参加できますが、草刈や泥上げといった重労働には参加できない方が年々増えています。なかでも排水路の泥上げは負担が大きく、参加者が急激に減りつつあります。そこで、今年度からは一部を業者に委託するなどして作業の軽減化を図り、少しでも多くの人が参加できるような環境づくりを進めています。しかしながら、将来的には泥上げ活動そのものの継続が難しくなるのではないかという不安も抱えています。

また、農地を所有しながら営農をプロ農家に全面委託する構成員が増え、実際に農業を営んでいる世帯は限られています。その結果、非農家の農地への関心が薄れ、自分の水田周辺の農道や排水路の管理が手薄となり、施設の損傷が放置されている事例も見られるようになっています。そこで、機能診断にはできるだけ非農家の方にも参加していただき、農地への理解と関心を高めてもらえるよう努めています。

3 後継者育成について

現在の役員は70代の会長と60代の実務者の2名で10年以上務めており、**後継者の育成は緊急の課題**です。当地区は小規模で、次世代は現役で会社勤めをしているため、平日に必要な農地水協定関連の報告業務などを担うのが難しい状況です。

そのため、平日の業務を分担できる仕組みを導入し、役割を柔軟に分けることで新しい役員体制を作りたいと考えています。また、これからは女性の視点を取り入れた集落や農地の環境整備も重要になると考えており、女性役員の登用も視野に入れています。

4 集落委員会の活動状況

<p>機能診断</p> 	<p>草刈</p> 
<p>防草シート張り</p> 	<p>排水路の泥上げ</p> 
<p>長寿命化（排水施設の補修）</p> 	<p>長寿命化（排水路の補修）</p> 

5 この事業を通じて

草刈や泥上げなどの共同作業を通じて、多くの区民が顔を合わせ、作業の合間に世間話を交わすことで、希薄になりがちなコミュニケーションの維持・向上に大いに役立っていると感じています。また、長寿命化事業により、個人や集落では到底困難と思われた排水路や農道の補修が実現でき、当地区にとって非常に有難い事業だと思っています。この事業に最初に取り組んでいただいた初代会長には深く感謝しています。

戸数の少なさや高齢化の進行により、特に草刈や泥上げといった共同作業の継続は、今後ますます難しくなると予想されます。後継役員には、作業方法や体制に工夫を凝らして頂き、できるだけ永くこの事業を継続できることを願っています。

横越農地保全会

代表 大嶋 伸昭

1. 集落委員会の概要

当地区は、三国町の比較的平坦な水田地帯に位置する地域で、水田地帯です。

- ・設立 令和5年
- ・構成員 横越区37戸の世帯 うち農業者は7戸
- ・対象区域 3684a
- ・活動内容 農道・水路法面・遊休田の草刈り、排水路の泥上げ、機能診断、圃場・農道の空き缶・ゴミ拾い



2. 集落委員会活動で困っているところ

当集落は、設立から3年経過しましたが、**現在のところ大きな支障はなく、地域活動に対して非常に協力的です。**

また、農道の空き缶拾いには、子どもたちや女性の方々の参加が多く地域全体で環境美化にも取り組んでいます。

3. 後継者育成について、工夫しているところ

○農地水活動の役員については、農業者のみで任せることがないように集落内の班ごとに2年の任期で順番に引き継ぎを行っています。また、一人ひとりが活動に关心を持ち、関わってもらえるよう、情報を集落全体で同じ認識を持てるよう活動内容の共有に努めています。

4. 活動状況

(1)泥上げ



・30年ぶりに重機で実施



・30年ぶりに重機で実施



(2)農道の空き缶拾い



(3)草刈り



(4)遊休田草刈り



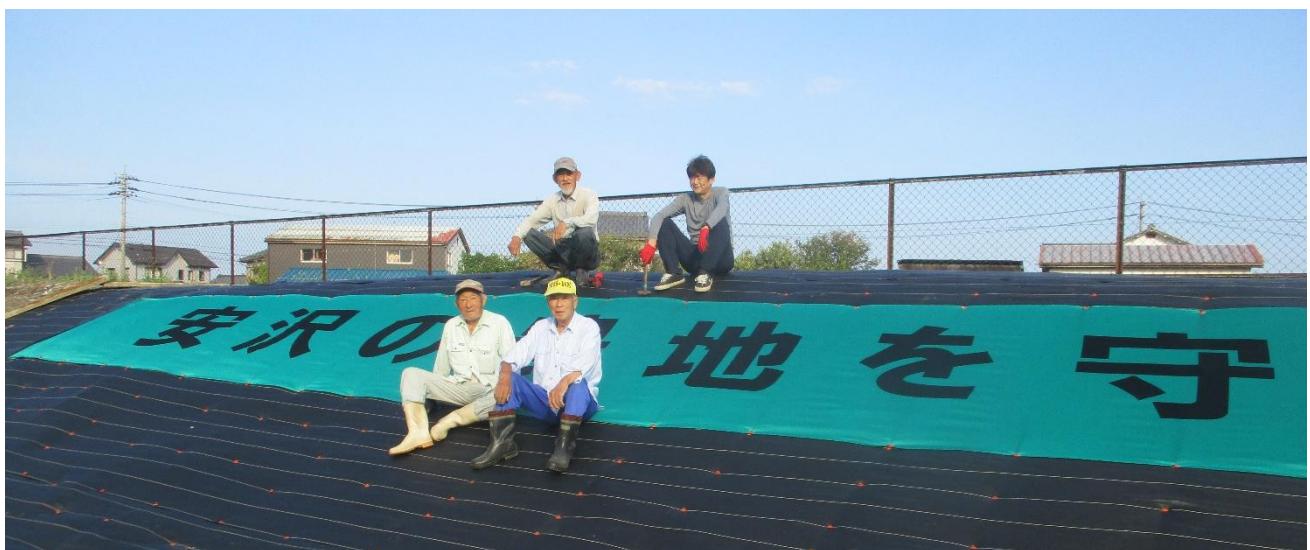
5. この事業を通じて

○排水路の泥上げ作業はこれまで手作業で対応しており、非常に大変でしたが、昨年はレンタルした重機を使って用いて作業を行いました。30年ぶりに実施できたことを嬉しく思います。

また、非農家でも農地に対して大切さについて理解を深めるきっかけとなったと思います。

水田給水栓についても計画的に順次取り換えを行うことができ安心しました。もしくは行うことができてよかったです。

私たちの活動を広くお知らせする、



設置者 : 安沢アグリ・エコ・プロジェクト (春江)

メッセージ : 安沢の農地を守ろう

集落の声 : この後は、文字デザイン防草シートの周りに、シバザクラを定植します。

来春はピンク色の花が咲き誇って、この場所が区民の憩いの場所になって
行く事を夢見ています。



設置者 : 東中野地区むらづくり会議 (坂井)

メッセージ : 豊かな農地・農村を未来へ！

集落の声 : 良い農村環境は大切です。皆で守っていこうと思います。

集落全体で、今後も取り組むことが大切だと思いました。

「住みよい村を未来へつなぐぞ！！」 と思います。

文字デザイン防草シートを設置しました



設置者 : 小黒農地水環境を守る会 (丸岡)

メッセージ : みんなで守ろう！豊かで元気な未来の農地！

集落の声 : 「農は国の基なり」。農業は国家の土台でありその根幹をなすものである。

農地は国土保全を担い、水害や土砂災害から国民の生命・財産を守る。

その為に、地域ぐるみで共同活動を通じ未来永劫「農地・水・環境」をみんなで守り抜く必要がある。



設置者 : 河和田みどり会 (坂井)

メッセージ : ふるさとの 田園風景 を守り抜く

集落の声 : よく見かける看板より、文字入りの為、自分たちの活動目標が区民の方にわかってもらえたと思う。

平野部だと設置場所があまりなく、今回も結果的に道路より遠い場所になってしまった。

福井県内広域協定の設立状況・7年度制度改正の概要（福井県提供資料より）

広域活動組織の設立状況について

R7.5.20整理

・令和7年4月時点では、39の地域で広域活動組織が設立されている。

市町名	広域活動組織名称	設立年度	参加集落数	取組面積(ha)	単位	市町名	広域活動組織名称	設立年度	参加集落数	取組面積(ha)	単位
福井市	岡保農地水環境保全協議会	H19	14	326	事業区	美浜町	美浜町広域協定	H27	30	630	町
福井市	福井市酒生を良くする会	H19	7	216	事業区	若狭町	若狭町農地水広域協定	H27	60	1,665	町
福井市	福井市主計の郷を守る会	H19	13	217	事業区	小浜市	若狭おばま農地環境保全広域協定	H28	57	1,171	市
福井市	文殊農地・水・環境保全管理協定	H19	11	334	事業区	おおい町	名田庄農地水協議会	R7	13	144	旧町
福井市	六条地区農地水協議会	H31	5	200	旧村	計	39組織		974	24,863	
福井市	六条地区農地水保全協議会	R2	6	45	中山間						
福井市	野波農地・水保全活動	R2	5	32	中山間						
福井市	上味見農地水協議会	R2	3	37	中山間						
福井市	清水地区農地水協議会	R6	23	663	旧村						
永平寺町	上志比広域資源保全会	H27	16	269	旧村						
あわら市	伊井地区農地水広域協定	H29	8	330	公民館						
あわら市	細呂木地区農地保全会広域協定	H29	16	522	公民館						
あわら市	坪江鶴岳地区農地水広域協定	H29	20	440	公民館						
あわら市	北湯地区農地水広域協定	H29	8	446	公民館						
あわら市	芦原地区農地水広域協定	H29	11	490	公民館						
あわら市	本荘新郷農地協定	H29	14	694	公民館						
坂井市	坂井市農地水広域協定	H29	139	5,169	市						
大野市	大野東部農地環境保全協議会（名称変更）	H19	31	1,258	事業区						
大野市	和泉地域中間推進委員会	H27	7	15	旧村						
大野市	大野農地水協議会	H29	22	749	事業区						
勝山市	勝山市農地水広域協定	H29	58	1,366	市						
鯖江市	グリーンネットさばえ	H27	32	836	事業区						
鯖江市	かわだ農地保全会	H27	13	155	旧村						
鯖江市	片上の郷を守る会	H19	5	136	旧村						
鯖江市	鯖江日野川西部農地・水・環境保全会	H28	22	539	事業区						
越前市	松ヶ鼻農地・水・環境保全組合	H19	24	831	事業区						
越前市	しらやま郷の会	H29	19	300	旧村						
越前市	坂口農地水協議会	H29	5	96	旧村						
越前市	武生地区農地水協議会	R7	48	1,395	旧村						
越前市	今立地区農地水協議会	R3	41	452	旧村						
池田町	池田の郷水と土を守る会	H19	30	353	町						
南越前町	今庄水土里を守る会農地・水・環境保全組合	H19	26	445	旧町						
南越前町	南越前郷自然を守る会	H29	21	504	旧町						
越前町	越前町農地水協議会	R4	65	917	町						
敦賀市	敦賀市広域協定	H27	26	474	市						

～広域組織の体制の種類～

市町・旧市町村単位



事業区単位



市町や旧市町村単位での組織化 土地改良区等の受益範囲での組織化

公民館等単位



公民館、複数集落での組織化



(公民館単位) (複数集落単位)





令和7年度制度改正の概要

令和7年度に制度の一部を改正

I 多面的機能の増進を図る活動の拡充

①広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

 Page 2

②水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

 Page 3

II 資源向上支払(広域化・体制強化)

活動組織の広域化と併せ活動支援班を設置する場合に支援

III 資源向上支払(長寿命化)単価の見直し

直営施工を行わない場合に5/6単価適用を広域活動組織にも適用

IV 環境負荷低減に係る新たな加算措置(みどり加算)の創設

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組みと併せた
環境負荷低減活動を支援（環境保全型農業直接支払から移行）

 Page 8

V 環境負荷低減クロスコンプライアンス(みどりチェック)の要件化

 Page 14

VI 福井県独自項目の追加・新設

農用地進入路の補修・更新の追加、水路等の昇降用階段の新設・更新の新設

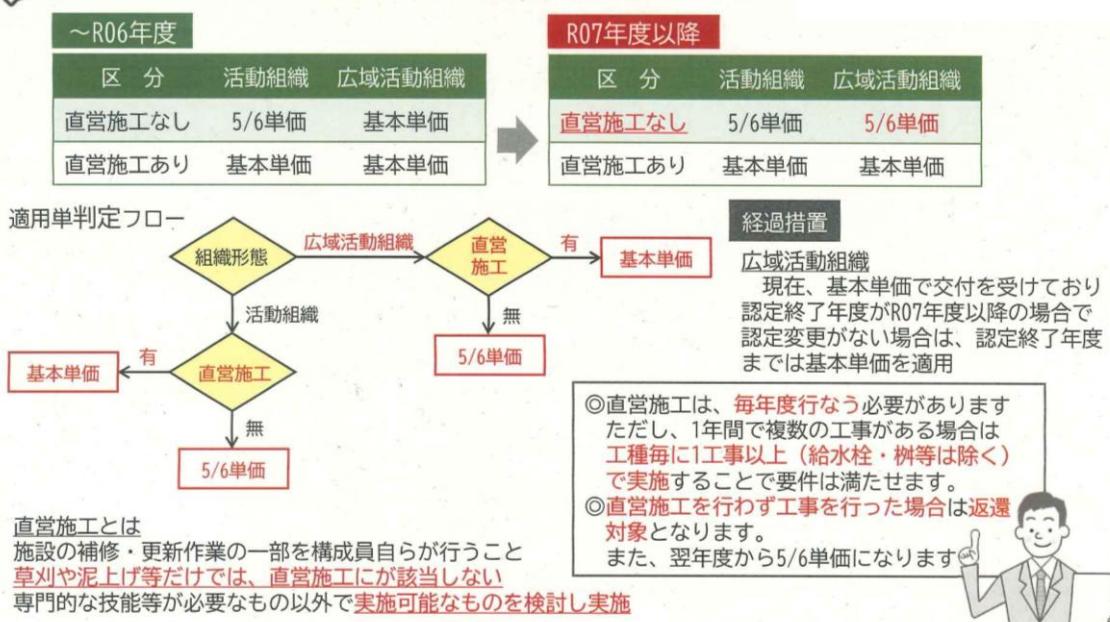
13

長寿命化単価の見直し・環境負荷低減みどり加算の創設（福井県提供資料より）

III 資源向上支払(長寿命化)単価の見直し

Page 5

直営施工を実施する場合以外は**基本単価に5/6を乗じる**



IV 環境負荷低減に係る新たな加算措置(みどり加算)の創設

Page 8

環境負荷低減の取組への支援とし新たな加算措置「みどり加算」を創設 **new**

要件

化学肥料等を5割以上低減する取組と併せて
環境負荷低減に取組む面積が増加する場合

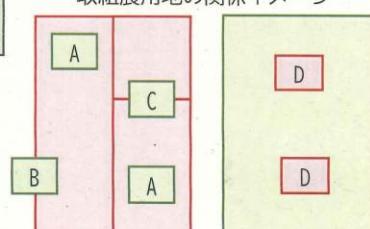
実施主体

- ①**広域活動組織**または**活動組織**
(農業者・地域住民・自治会・農業者団体等の地域の実情に応じた者)
- ②**農業者で組織する団体・一定の条件を満たす農業者**
(環境保全型農業直接支払からの継続者・R11年度まで猶予期間)

申請方法

①活動組織とし申請	②農業者団体等が申請
A 活動組織が申請	
B 活動組織の対象農用地を拡大し申請	農業団体等が申請 (R07年度～R11年度に限り農業者団体等が申請が可能)
C 各活動組織が対象農用地を含め申請	
D 各活動組織が対象農用地を拡大し申請	

取組農用地の関係イメージ



多面的機能支払の対象農用地

農業者団体等が取組む農用地

A 活動組織の対象農用地内に農業者団体等が取組む「無」農用地がある場合

B 活動組織の対象農用地外にも農業者団体等が取組む農用地がある場合

C 農業者団体等が取組む農用地が、複数の活動組織にまたがっている場合

D 農業者団体等が取組む農用地内に複数の活動組織がある場合

①の場合、農業者団体等は、農地維持・資源向上(共同活動)に取組む必要がある

環境負荷クロスコンプライアンス要件化・コンプライアンス意義（福井県提供資料より）

Ⅴ 環境負荷低減クロスコンプライアンスの要件化

Page 14

 多面的機能支払交付金に最低限行うべき環境負荷低減の取組を義務化する
環境負荷低減クロスコンプライアンス(みどりチェック)を要件化 **new**

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づき、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、農林水産省の全ての補助事業等に最低限行うべき環境負荷低減の取組を義務化するクロスコンプライアンスを導入



対象組織 **全活動組織・全広域活動組織**

みどりチェックの手続きの流れ

R07年度

活動組織・広域活動組織は、認定申請時に
環境負荷低減コンプライアンスチェックシートに計画を記載し提出



毎年度

活動組織・広域活動組織は、チェックシートの取組を実施
市町は、実施状況確認時に、取組状況を確認(聞き取り)

認定終了
年度

活動組織・広域活動組織は、実施状況報告書提出時に
環境負荷低減コンプライアンスチェックシートに実施結果を記載し報告

※報告後、一部の活動組織を対象に国が抽出検査(確認)を実施

※R07年度から試行的に実施(詳細検討を行いR09年度から本格運用に移行)

環境負荷低減クロスコンプライアンスの意義

Page 15

 「みどりチェック」は誰もが取組める環境負荷低減への初めの第一歩！



農林水産業には、環境により多面的機能がある一方で、環境に負荷を与えていている側面がある

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え
環境に負荷を与えていている側面もありますので
事業活動で生じる新たな環境負荷を抑えるため
基本的な7つの取組を実施することが重要です！



農林水産省の補助事業
機械購入
施設整備
増産
環境要件 みどりチェック
各種支援に環境負荷低減の最低限の取組(みどりチェック)を要件化



農林水産業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



適正な施肥
(例)
○肥料の使用状況の記録・保存
○作物の生育や土壌養分に応じた施肥



適正な防除
(例)
○農薬の使用状況の記録・保存
○農薬ラベルの確認遵守・農薬飛散防止



エネルギーの節減
(例)
○電気・燃料の使用状況の記録・保存



悪臭・害虫の発生防止
(例)
○家畜排せつ物の適正な管理



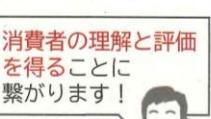
廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分
(例)
○プラスチック製廃棄物の削減や適正管理



生物多様性への悪影響の防止
(例)
○病害虫の発生状況に応じた防除の実施



環境関係法令の遵守等
(例)
○法令の遵守
○農作業安全に配慮した作業環境の改善



消費者の理解と評価を得ることに繋がります！

チラシ（例）

✓ 草刈りや泥上げ等の作業時は、悪臭・害虫の発生を防ぐため、以下に留意しましょう

草刈り（例）

- ・刈草は〇〇（集積場所）に集める。
- ・刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようとする。
- ・水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。
- ・ごみ等は、分別して処分する。

泥上げ（例）

- ・住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、〇〇（集積場所）に集める。
- ・泥上げした土砂は、農業生産の支障や地域住民の迷惑にならないようにし、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用する。
- ・ごみ等は、分別して処分する。

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（4）⑦除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理することで

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める」

✓ ゴミは分別しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（5）⑧プラス等廃棄物の削減に努め、適正に処理」

✓ 省エネを意識して 作業機械等を 使用しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（3）⑥省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める」

坂井市農地水広域協定 集落委員会 「みどりチェックシート」取り組み記録表

集落委員会名					活動日			P-1							
	※ <u>当面、参加者が多い等など年間三つの活動について記録願います。</u>														
	※ <u>実践時は、□にチェックし、・を○で囲んでください。</u>														
(2) 適正な除草や害虫駆除等															
<input type="checkbox"/> ③ 農薬の適正な使用・保管															
<ul style="list-style-type: none"> ラベルに記載されている<u>使用方法、使用上の注意事項等を確認</u>する。 ラベル表示に基づき、<u>安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用</u>する。 器具内部に農薬が残らないよう<u>防除器具を十分に洗浄</u>する。 <u>鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。</u> 															
(3) エネルギーの節減															
<input type="checkbox"/> (活動組織で作業機械を所有している場合)															
【対象の作業機械等→草刈り機、チェンソー、ポンプ等財産台帳にある作業機械】															
<input type="checkbox"/> ⑤ 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める															
<ul style="list-style-type: none"> 作業機械等で使用している<u>燃料の使用状況について記録・保存</u>する。（初： 購入： 終： ） 集落委員会において（役員間可）において<u>作業機械等で使用している燃料の使用状況を口頭共有</u>する。 															
<input type="checkbox"/> ⑥ 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率的なエネルギー消費をしないように努める															
<ul style="list-style-type: none"> <u>アイドリングストップ等省エネを意識して作業機械等を使用</u>するよう活動組織等の構成員に周知する。 燃料効率を維持するため、<u>作業機械等を定期的にメンテナンス</u>する。 集落委員会において（役員間可）において<u>作業機械等のメンテナンス方針について話し合う</u>。 															
(4) 悪臭及び害虫の発生防止															
<input type="checkbox"/> ⑦ 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適正に処理することで 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。															
<ul style="list-style-type: none"> 除草や泥上げ等を行う際、悪臭・害虫発生防止・低減に向け、以下のとおり実施する。 															
<input type="checkbox"/> 【草刈り】															
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水路に草が落ちる場合、<u>フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにする。</u> ○ 草刈りは<u>集積場所を決めて置いたり、敷きワラや堆肥にする等適正に処理</u>する。 ○ 刈草をその場所に存置する場合には、<u>刈草が水田や水路に落ちないように配慮</u>する。 ○ ごみ等がある場合は、<u>坂井市の取り決めに従い処分</u>する。 															
<input type="checkbox"/> 【泥上げ】															
<ul style="list-style-type: none"> ○ 泥上げした土砂は、<u>水路等の補修や畦畔の嵩上げに利用</u>するか、<u>農地生産に支障を与えないこと</u>に加え、<u>地域住民の迷惑にならないように、適切に処理</u>する。 ○ 住宅周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、<u>あらかじめ決めた集積場所に集積する等、適切処理</u>する。 ○ ごみ等がある場合は、<u>坂井市のルールに従い処分</u>する。 															

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的及び適正な処分

□ ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適切に処理

- ・ 発生した廃棄物は、坂井市のルールに従い処分する。
 - 使用済みプラスチック類のリサイクル率を高める分類と異物除去
 - ダンボール等古紙の再生利用
 - 金属廃棄物の回収業の利用等

(6) 生物多様性への悪影響の防止 【対象：農薬を使用した除草・害虫駆除を実施した組織】

□ ⑨ 雜草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に務める。

- ・ 発生予察情報の活用や農地や農地周辺の病害虫・雑草の発生状況の観察等により、防除の要否及びタイミングを判断する。

□ ⑩ 生態系に配慮した事業実施に務める。

- ・ 除草や泥上げ、植栽、対象の工事等を行う際、用排水路等が生物や植栽の生息・生育環境として重要な役割を担っていることを踏まえ、例えば、以下の配慮に努める。
 - 泥上げした土砂の中にドジョウ等の生物がいる場合水路に戻す。
 - 泥上げした土砂の中等に外来種がいた場合は駆除に努める。
 - 植栽する場合、その品種は、地域の生態系との調和に配慮し、生態系保全の観点から植栽に適当な在来種がある場合には、優先的使用することを検討する。
 - 工事実施前には、生物多様性配慮の必要性について話し合い、状況に応じ関係機関へ相談する。

(7) 環境関係法令の遵守等

□ ⑪ 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に務める。

- 本解説書（4～7、12ページ）を用い、年度初めに、「みどりのチェック」及びチェックシートの判断基準内容を確認しし活動項目を実施。

□ ⑫ 関係法令の遵守

- 本解説書（13、14ページ）を用い、年度初めに多面活動に関連する環境関係法令を総会等（ビラ等周知含む）で確認し、活動に当たり法令遵守する。

□ ⑬ 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める

- 作業機械の日常点検・定期点検、整備を実施する。
- 活動組織の点検・整備の方針について話し合う。
- 機械等の清掃や作業を行わない場合はには動力を切る等、農業機械の適切な管理に努める。

□ ⑭ 正しい知識に基づく作業安全に務める

- 「共同活動の安全のしおり」を用い、事前確認等行い安全に配慮し活動を行う。
- 万が一、事故が発生した場合は、被災者及び他の活動者の安全を確保し、必要に応じて医療機関を受診するとともに、広域協定及び坂井市に報告する。

多面的機能支払交付金 - 認定(対象)の農用地の定義と取扱い -



高めよう 地域協働の力！

福井県 / 福井県多面的機能発揮推進協議会

制度の趣旨 (多面的機能支払交付金実施要綱 第1)

Page 1



農業農村が有する、国土保全・水源涵養・自然環境の保全・良好な景観の形成等の多面的機能は、広く国民が恩恵を享受している！

しかし…

農村集落の人口減少・高齢化・混住化等が進行
集落機能の低下により地域の共同活動が困難化



多面的機能の維持・発揮に支障
農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増



多面的機能支払交付金 創設！*

地域の共同活動を支援

①地域資源の適切な保全管理を推進

②多面的機能の適切な維持・発揮

③地域農業の構造改革を後押し(担い手農家への農地集積)



*平成19年度に農地・水・環境保全向上対策を創設、平成26年度に多面的機能支払交付金となる

多面的機能支払交付金 一認定(対象)の農用地の定義と取り扱いー (福井県提供資料より)

対象活動・対象農用地 (多面的機能支払交付金実施要領)

Page 2



多面的機能支払交付金の活動を行う場合は活動計画に位置付ける必要がある
また、福井県が策定する地域活動指針に定める要件を満たす必要がある

対象外の経費

- ①特定の個人に限られる施設の改修・整備等
- ②営農経費 (農業生産資材の購入経費等)
- ③対象活動※に関係のない経費 (人件費を含む)

※活動に関係ない経費、活動計画に位置付けられてない活動経費等



対象農用地

水路・農道等の施設と一体となり効果的に保全が図られる一団の農用地
(点在する農用地(飛地)は対象外)

交付金の対象

- ①農振農用地
- ②多面的機能の発揮の観点から
農振農用地と一体的に保全管理する必要があると認められる農用地

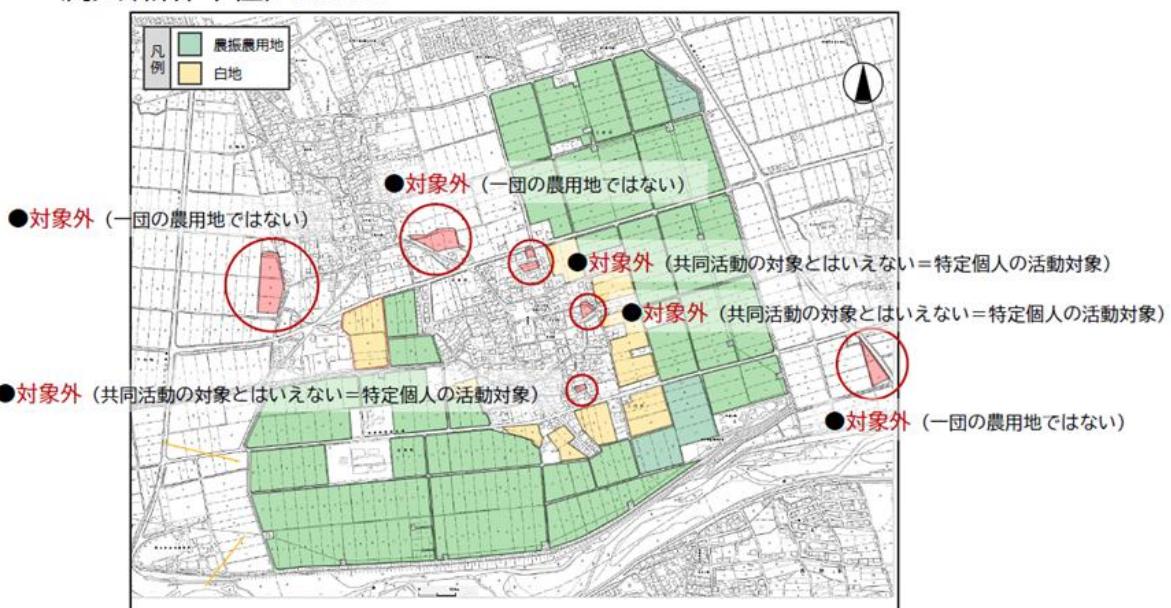


認定(対象)農用地の考え方

Page 3



認定(対象)農用地は、属地(一団)であり最小範囲は集落単位
属人(耕作単位)ではない



多面的機能支払交付金 一認定(対象)の農用地の定義と取り扱いー (福井県提供資料より)

認定農用地と対象農用地

Page 4



認定農用地とは、**活動の対象**とする農用地
対象農用地とは、**交付金の対象**となる農用地

※認定農用地に設定していない農用地と一体的に保全管理する水路・農道等の活動には交付金は活用できない（活用した場合は交付金の返還対象）

認定農用地 活動を行う範囲



対象農用地 交付金の交付対象



農用地の地目に定義

Page 5



交付金の交付対象となる**農用地**の地目は、登記地目ではなく**現況地目**！

地目	定義
田	湛水するための畦畔及び灌漑機能※を有している土地
畑	湛水するための畦畔及び灌漑機能を有しない草地以外の土地 (樹園地を含む)
草地	牧草専用地及び採草放牧地

※用水路・排水路・給水栓等の給排水施設

地目の取扱い（判断基準）

◎農業用ハウスについて

- ・補助事業で設置したものは、
畦畔・灌漑機能機能を有していても「畑」として整理
- ・底面がコンクリートで覆われている場合や基礎がある場合は対象外

◎畦畔・灌漑機能を有していても

継続的(認定期間内)に畑として耕作している場合は「畑」として整理

◎ブロッククローテーションを行う場合は「田」で整理可能

◎育苗施設は、原則対象外



多面的機能支払交付金 一認定(対象)の農用地の定義と取り扱いー (福井県提供資料より)

対象外の農業用ハウス・育苗ハウスの例

Page 6



底面がコンクリートで覆われていたり基礎がある対象外の農業用ハウス



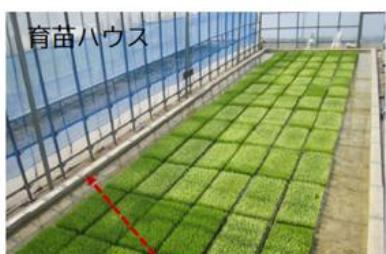
基礎がある・底面コンクリート



基礎がある



底面がコンクリート



育苗ハウス

基礎がある



基礎がある

畦畔・灌漑機能がなく
基礎があつたり
底面がコンクリートの
農業用ハウスは
対象外！



交付金の返還対象

Page 7



認定期間内に、対象農用地を保全できなかった場合は交付金の返還が必要！
※農地を認定期間内(5年間)保全することを前提に認定

交付金の返還対象

- ◎農地転用で農用地でなくなった場合
(宅地や商業用施設等、駐車場等)
- ◎農業用ハウス(底面コンクリートや基礎)や育苗施設とした場合
- ◎地目が変更となった場合(田から畠等)
- ◎一時転用(資材置場・砂利採取等)
- ◎耕作放棄地 等



返還対象期間

認定期間に遡り返還(遡及返還)
※土地収用事業等の場合は免除される場合あり



交付金の返還

返還金は交付金から支出不可(原因者負担が原則)

温故知新！安沢アグリ・エコ・プロジェクト



故郷を愛しみんなでガンバります。(2025/10/11)



メダカ・ドジョウをビオトープへ放流です。



こども達から元気を頂きます。

春江町安沢！磯部川最下流域で九頭竜川に接する農村集落。

昔は、地域にホタルが飛び水生動植物が暮らしに身近であったと聞きます。

新しく、「ビオトープ」を完成させ、水生小動植物の保全活動を通じ子供たちにも育って欲しいと願います。

コロナ禍を経て、集落のコミュニティは大きく変化し、合意形成が困難の時代となりました。

温故知新、今、経験を活かした新しい地域づくりの挑戦の共同活動に心からお礼申し上げます。

発刊：坂井市農地水広域協定（坂井市役所内）

坂井市坂井町下新庄 1-1

☎ 0776-67-2351